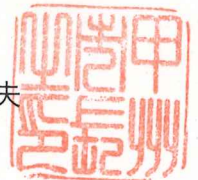


甲州市告示第 27 号

地域農業経営基盤強化促進計画(案)について、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条第 7 項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 11 日

甲州市長 鈴木 幹夫



- 1 地域農業経営基盤強化促進計画(案)を作成した地域  
(1)塩山地区 (2)奥野田地区 (3)松里地区 (4)大藤地区 (5)神金地区  
(6)玉宮地区 (7)勝沼・大和地区 (8)祝地区 (9)東雲地区 (10)菱山地区
- 2 地域農業経営基盤強化促進計画(案)の縦覧期間  
令和 7 年 3 月 11 日(火) ~ 令和 7 年 3 月 25 日(火)
- 3 地域農業経営基盤強化促進計画(案)の縦覧場所  
甲州市役所ホームページ及び農林振興課窓口
- 4 意見書の提出について  
地域農業経営基盤強化促進計画(案)に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができます。
  - (1)提出者  
意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画(案)の利害関係人に限ります。
  - (2)提出方法  
持参、郵送、FAX または電子メールにて書面での提出に限ります。
  - (3)提出期限  
令和 7 年 3 月 25 日(火)